

土木森林環境委員会会議録

日時 平成23年3月9日(水) 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後0時11分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由
副委員長 丹澤 和平
委員 深沢登志夫 皆川 巖 大沢 軍治 望月 清賢
岡 伸 金丸 直道 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 中楯 幸雄	林務長 岩下 正孝
森林環境部理事 石合 一仁	森林環境部次長 山本 正彦
森林環境部技監 深沢 武	森林環境部参事 清水 利英
森林環境総務課長 深尾 嘉仁	環境創造課長 小野 浩
大気水質保全課長 窪田 敏男	環境整備課長 守屋 守
みどり自然課長 山縣 勝美	森林整備課長 宇野 聡夫
林業振興課長 大竹 幸二	県有林課長 江里口 浩二
治山林道課長 岡部 恒彦	

- 議題 ※第11号 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例中改正の件
- ※第13号 山梨県立自然公園条例及び山梨県自然環境保全条例中改正の件
- ※第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第17号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- ※第26号 平成23年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- ※第35号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
- ※第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第47号 平成22年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

※第51号 平成22年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算

※請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第21-11号については、採否を留保するものと決定した。

審査の概要 午前10時06分から午後0時11分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等

※第47号 平成22年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第51号 平成22年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第11号 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例中改正の件

質疑

岡委員 今回の説明であります、今まで5年ごとに検査させていたわけですが、なぜそれを廃止をすることになったのでしょうか。

守屋環境整備課長 まず、そのメリットとして業者の手続きの簡素化ということをやっております。更新は5年に一度行うものですが、それにあわせてチェックをするところはチェックをしているので、この5年に一度の定期検査を更新とあわせて両方やる必要はなく、また、定期検査には一定の費用もかかりますので、それは免除してインセンティブを与えるということになっています。

岡委員 更新と、それから今までやっていた定期検査の一方を外すということについては、規制緩和という言い方はされますけれども、やっぱりチェックすべきものはチェックしなければいけないのではないですか。

守屋環境整備課長 この件につきましては、国の法律に定められているものでありますので、県とすればそれに従って認定の事務を行っていきたくて考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第13号 山梨県立自然公園条例及び山梨県自然環境保全条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

(住宅用太陽光発電設備設置費補助金について)

大沢委員 森の10、環境創造課の住宅用太陽光発電設備設置費補助金について。今、電気屋さんたちは、テレビとかは全部変わったから、今度は太陽光発電の方をやりたいということです。住宅用の太陽光発電装置は20年なり30年の耐用年数がある。そのころにまたこの補助があるかどうか、毎年、毎年こういうふうな利子補給がされていくかどうかということを一一般の人たちは心配していますので、その辺の見解をまずお伺いしたい。

小野環境創造課長 今、大沢委員のお尋ねは、県の助成制度が続くかという御質問だと思いますけれども、国の補助金の制度もそうでございますが、太陽光発電の設備を設置する場合には初期投資がかかります。1キロワット当たり60万円程度と言われておりますから、一般家庭につける場合は、県の平均で言いますと大体250万円ぐらいはかかるのではないかと思います。その初期投資も大変だということで、国、県ともに助成制度を出しているわけでございます。現在はパネルが高いのですが、普及が進みますと、それがだんだん安くなってきてございまして、耐用年数のうちに、初期投資が回収できるだろうということも想定されるわけでございます。当面はそうした補助制度は続けてまいりたいと考えておりますけれども、永久的にずっとこの制度を続けていくかといいますと、太陽光発電のパネルの単価とその発電量に見合った売電価格というものがあるわけでございますから、全体的な中でコストが回収できるようであれば、助成制度につきましては永久的に存続するということはあり得ないと思っております。

(特定鳥獣保護管理費について)

大沢委員 それは、結構です。

もう1点ですね、きのう岡委員がニホンジカの質問をしたんですが、みどり自然課の保護管理費について。ニホンジカは何とか減らさなければならないが、ここでは保護とっている。これはどちらなのですか。

山縣みどり自然課長 農林の被害を軽減するためには、確かにニホンジカの個体数を減らしていくことが重要であります。そのためにかなり予算をいただいて捕獲を実施し

ております。片や、森林環境部としては生物多様性の維持、生態系の確保という部分も仕事であります。農林被害を防止するためにとことん捕獲を実施して個体数が極端に減ってしまう、捕獲を余りやり過ぎると生態系のバランスが崩れるということも考慮していかなければならないということで、捕獲と保護のバランスを考えながらもろもろの事業を実施していくということでございます。

(武田の杜再整備事業費について)

安本委員

森の33ページ、県有林課の武田の杜管理費の新規事業で、武田の杜再整備事業費についてお伺いしたいと思います。県民の杜であります。私は羽黒に住んでいますので、金川の森のように手軽に行ける場所であり、森林を活用した公園、森林セラピーなどの森林浴といったこともありますので、遊歩道等がもう少し整備されて便利になればいいと思っておりましたところに、再整備事業ということで計上されております。先ほど簡単な説明も伺いましたけれども、今回新規として取り上げられた理由と、計画をつくられるということで、どのように進められるのか教えていただきたいと思っております。

江里口県有林課長 武田の杜再整備事業でございますけれども、甲府市近郊のいわゆる里山として、森林浴やバードウォッチング、トレッキングをされたりというように、いろいろな利用をされているところです。この施設自体は昭和48年にできたもので、かなりの年数がたっているということ、あと、眺望が非常にいい場所ですので、その眺望の確保のための整備も今回やっていきたい。それともう一つ、恩賜林御下賜100周年の記念ということもあり、今回、新規事業として整備費用を計上させていただきました。どういう方向で検討するか、整備のための基本計画及び実施設計の費用を載せさせていただきます。

安本委員

8,000万円という額は大きい金額だと思いますけれども、どういうふうには整備をするのか、検討、構想、計画の策定委員会といったものも設置されるのでしょうか。

江里口県有林課長 今の8,000万円の費用の内訳ですけれども、基本計画、実施設計の費用と、先ほど言いました眺望確保のための整備費ということで、一部園路の新設を考えています。そういう事業費も含めての8,000万円です。今のところ、地元の方々の意見を聞く中で今回の基本計画を策定していきたいと思っております。

安本委員

質問ではありませんけど、ぜひ地元の皆さんの要望も、たくさんの方が歩いていらっしゃると思いますので、しっかり聞いていただきたいと思っております。ありがとうございました。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第17号 平成23年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

(財産運用収入について)

丹澤委員

恩賜林特別会計の中で財産運用収入が22億5,000万円ありますね。こ

れは具体的に何ですか。

深尾森林環境総務課長 財産収入の主なものは1の方にございます財産運用収入22億5,700万円ですが、これにつきましてはほとんどが土地の貸付料となっております。

丹澤委員 この間、私は代表質問で林業公社の質問をさせていただきました。そのときに、林業公社は8,000ヘクタールで270億円の債務があります。270億円のうち、現時点では債務超過をしている部分は2億円しかないというふうに決算上はなっています。これは、山にある木を帳簿上の簿価で評価をしているからですが、実態に合っていないのではないかと、時価で評価しなさいということで、公益法人の会計基準が変わり、その評価基準が変わった。そして、実際の山の価値は70億円ぐらいしかないのではないかとということで、実質的には200億円の債務超過になっているという答弁をさせていただきました。皆さん本当に一生懸命、23年度中に林業公社をどうするか、存廃も含めて検討していただけるということですから、これは大きく踏み出していただいたと思うので、それは期待をいたしております。

林業公社では、8,000ヘクタールで270億円ですが、県有林は15万8,000ヘクタールあるんです。こうやって見ると、全く赤字が出ていない。これは県の予算会計上の仕組みですが、どうしてこういうふうに赤字が出ない仕組みになっているんですか。

深尾森林環境総務課長 ただいま丹澤委員からお話がありました。23年度の当初予算、恩賜県有財産特別会計につきましては56億円余りの予算とさせていただいております。そのうち、今、丹澤委員がおっしゃられました林業収入は、県の補助金等を含めての話ですが、13億円あります。経費につきましては、人件費も含めましておおむね33億円程度かかっております。一方、恩賜県有財産は、恩賜県有財産管理条例に、明治44年3月1日の特別御下賜の御料地をいうという規定がございます。当然、森林と、土地の方も恩賜県有財産として含まれておりますので、先ほど財産収入は何かという御質問がございましたけれども、土地の貸付料が収益として42億円余り、行政財産使用料も含めてあります。これにかかっている経費が23億円程度ということで、こちらの方に利益が出ておりますので、林業収入と、それから土地の貸付にかかるものということで、この会計上はバランスがとれているというようになっております。

丹澤委員 土地の貸付料に伴う財産運用収入ですが、当然、行政財産は貸し出しませんよね。普通財産でなければ貸し出せない。この管理条例によりますと、恩賜県有財産で国土保全または恩賜県有財産経営のため必要あるものは行政財産とするということです。つまり、行政財産を限定しているわけですよね。ということは、全体はともかく普通財産ですよという考え方なんですか。

深尾森林環境総務課長 申しわけございません。管理条例にはそのように書いてございますが、先ほどもお話ししました一部行政財産の貸付というのがございまして、これが一部と言いながら18億円あります。このほとんどは、北富士演習場の部分でございまして、それについては行政財産として貸しつけております。それ以外につきましては、普通財産として貸しつけて財産収入の項目で受け入れております。

丹澤委員 　　では、普通財産として貸しつける土地というのは、どのようになれば普通財産に切りかえて貸しつけるんですか。

江里口県有林課長 　普通財産にするということにつきましては、恩賜県有財産の施行規則の中の第1条で国土保全または恩賜林経営のために必要がないものと認めたものについては、その用途を廃止、行政財産を廃止して普通財産にすると規定しております。

丹澤委員 　　管理条例では、恩賜県有財産の経営のために必要なものは行政財産とするとありますが、今、課長さんが言ったように、施行規則の方では、恩賜林経営のために必要ない土地は貸していいとしており、それが22億5,700万円ということになりますね。今、23億円あまりと言ったのは、このことだと思うのですが、この普通財産として貸している部分は、恩賜林経営のためには関係ない土地だというのが、今、話を聞いていると、この金を恩賜林経営のために使っている。そしてとんとんですと。片方はわずか8,000ヘクタールで270億円も赤字をつくっている。林業経営という立場で考えてみると、県有林はちっとも赤字が出ていませんと言っているけど、県民の福祉増進のためにそういう土地を使わなければいけない。そこから上がった事業費というのは恩賜林経営に使ってはいけないのではないか。むしろ、県民福祉のために使うべき金ではなかったのかと思うんですけれども、それはどうなんでしょうかね。

江里口県有林課長 　先ほど言いましたように、国土保全及び恩賜林経営のために必要ないと認められた場合に普通財産としていることについてです。まず恩賜林は、国土保全と林業経営を両立させてくださいという御下賜の趣旨のもとで、今、県有林、恩賜林があるということですので、基本的には恩賜林は行政財産として管理をしています。その中で、一部そういう必要性がないものについては、普通財産にしているのですが、その部分から出た収入については、恩賜林ですので、恩賜林経営の中で使うということで、恩賜県有財産特別会計が成り立っていると私どもは理解しています。

丹澤委員 　　施行規則を見ますと、恩賜林経営に使わない、必要ないと言っているんですよ。必要ないから民間に貸してもいいと言って貸しているわけですよ。その金を恩賜林経営に使うのなら、恩賜林経営に必要があるということでしょう。僕が言っているのは、皆さんはこの金があるから、県有林の管理には一銭も金がかかっていない、あたかも金持ちのように言っているけども、本当はこの財産運用収入の22億5,000万円、つまり普通財産として貸しつけていることをちゃんと明確にしておかないと、これも一緒に使ってしまうと恩賜林経営だというのは、それはおかしいのではないかということです。ちゃんと明確に土地会計は土地会計に、林業経営会計は林業会計にしておく。それはどれぐらい、今、赤字が出ているのか。

　　今、総務課長の説明では、実質的には、木を売っての収入は13億円しかないというんでしょう、ともかく林業だけの会計でいくと13億円しかない。しかし、支出は33億円ある。恩賜林だけの管理会計で見たら、毎年20億円の赤字が本当は出てきていて、それを土地代で埋めている。だから、別途、明確にしておかないと、恩賜林会計はいつも黒字で、ちっとも危険がないということになってしまうのではないか。だから明確にすべきじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

江里口県有林課長 今回の御質問ですけれども、普通財産だったとしても恩賜林から外しているわけではなく、恩賜林としての管理は当然やっているわけです。そういう会計として恩賜県有財産特別会計が成り立っていますので、その中で林業経営のため、要は森林整備、強いて言えば県民の安全安心を担うための森林整備についても貸付料収入の一部を充てることについては問題はないと私どもは思っております。

丹澤委員 では、恩賜林経営のために貸しつけているんですか、この土地は。恩賜林経営に必要なから、普通財産にして貸しつけていると。植林の費用がないから一部を普通財産に切りかえて、恩賜林経営に必要なのではなくて、恩賜林経営のために必要があるから普通財産に切りかえて、お金稼いでいるんですよ、こういう言い方ですね、課長さんのおっしゃることは。

そうすると、ここに書いてあることといささか違うじゃないかと僕は思いますが。恩賜林経営のお金を稼ぐために普通財産に切りかえて充てているということは、恩賜林経営のためにやっているんでしょう、それは。そうじゃないのですか。

江里口県有林課長 恩賜林経営のためというか、県有林は15万8,000ヘクタールありますので、その財産の中で貸付料収入もあったり、木材の収入もあったりして、それを一つの恩賜県有財産特別会計として扱っている以上、その中で予算の範囲内で森林整備等をやらせていただいているということでございます。

丹澤委員 幾ら話しても、どうもかみあわないんだけど、書いてあることを素直に読むと、恩賜林経営に必要な土地を貸していい、恩賜林経営に必要なと言っていているんですから。でも、今、課長さんは、恩賜林経営に必要なから土地を貸して、それを恩賜林経営のために使うんだと言っているわけですよ。そこをちゃんと明確にしておかないと、片方は8,000ヘクタールで270億円も赤字をつくっている、片方は15万ヘクタールも持っているけれども全く赤字ができない。このからくりは何かというと、本来であれば県民の財産である土地を貸して、それを恩賜林経営のためにみんなつぎ込んでしまう。恩賜林経営につぎ込んでしまうのではなくて、使うのであれば、ちゃんと恩賜林会計に、恩賜林の林業経営のために使うということを明確にしておいた方がいいのではないかとっているんですよ。

そうしないと皆さんも全く危機感がなく、片方は270億円も赤字があって、みんなから責められている。県有林は、県有林会計だけ見たら本当は大赤字なんですよ、きっと。そういう危機感を持つためにも明確にしておいた方がいいんじゃないかと思うんですけれども。

江里口県有林課長 危機感があるかどうかという話ですけれども、我々としても林業経営する上で、どのぐらいで生産されたものか、それをどのぐらいで売れるかというコスト計算というのは常に頭に置いてやっていかなければならないと当然思っています。ただ、先ほど来言っていますように、恩賜林の特別会計は、15万8,000ヘクタールの財産をいかにして管理していくかということの中でやっていますので、その中で貸付をするところもあるでしょうし、森林の整備をしていくところもある。森林として管理していくところもあるということで、国土保全と林業経営の間で両立させていくという御下賜のときの趣旨を今も曲げないでうまく対応させていただいているということでございます。

丹澤委員 私はこの金を使ってはいけないと言っているんじゃないんですよね。明確にした方がいいんじゃないですか、恩賜林経営という問題と、土地を貸したことから入ってくる収入は。この恩賜林は、恩賜林の木を売って得る収入ではとても維持できないわけでしょう。維持する金はどこから来ているかという、不要と言った土地の土地代が入ってきているから維持できているんですよね。これは恩賜林経営に要らないと言った土地を貸した金をつぎ込んでいるわけですから、そこのところをちゃんと明確にしておいた方がいいんじゃないんですか。検討してください。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第26号 平成23年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第35号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見 なし

討論 なし

採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(次期最終処分場について)

岡委員 11月の段階で、知事に次期産業廃棄物最終処分場は2年なり3年おくれるというような御説明をいただいて、若干委員会でも質問した経過がありますが、環境アセスの経過の中で、オオタカだとか、あるいはミゾゴイなどの希少動物がいたと、こういうふうな話が先ほどあったんですけれども、今現在の進捗状況はどのようになっているんですか。

守屋環境整備課長 現在、委員がおっしゃられた環境影響評価の手続きを進めているところで

ございます。環境影響評価は大きく分けて3つあり、まず方法書。審査の方法や、どういう調査をするかという方法書をつくります。それについては既に終わっております。続いて、その方法書に基づきまして準備書。これは調査をして環境にどのような影響があるか、それからその環境負荷をどう低減していくかというものをつくり、準備書として用意しまして、今後、住民あるいは審査会などへかけて審議を行うという段取りになっており、今、この準備書の作成を進めているところでございます。

この準備書の作成を終えた後で公告縦覧をするなりして、意見をもらう。その次の段階は評価書の作成に入ります。評価書については来年の1月、2月ぐらいからと想定はしていますが、今、その準備書の作成に鋭意努めているところでございます。

岡委員 準備書そのものも閲覧などの関係があつて、時間がかかると感じているわけでありませうけれども、2年ないし3年のおくれでいいんでしょうか。確認をしておきます。

守屋環境整備課長 委員御指摘のとおり、昨年10月に知事が2年ないし3年おくれる、その理由とすればミゾゴイ、オオタカの調査に2年はかかるので、不測の日数を要しているということでございます。

今後の予定ですが、あわせてそのときに、操業開始を29年中とするということで、初めの予定では26年中としていましたので、実際には環境影響評価の影響は2年半ということで想定をしているわけですが、それを2年から3年程度不測の日数を要して29年中とするということで、今現在、作業を進めているところでございます。

岡委員 今現在、あそこは28ヘクタールという中の12ヘクタールを最終処分場として予定されていると、私は理解をしているわけです。そういう中で、実際問題として、あそこは最終処分場と中間処理場、それから地元要望地域という3区画という形になってくるわけであつて、それら全部を事業団が抱えて、指導していると理解しているんですが、それでよろしいでしょうか。

守屋環境整備課長 面積は約28ヘクタールで、今言われたように、甲府・峡東地域ごみ処理施設組合の中間処理施設が約9ヘクタール、それから地域振興事業として7ヘクタール、それから処分場事業として12ヘクタールでございます。今、環境影響評価は共同で事業を実施しておりますので、それについてはごみ処理施設組合と一体となって進めているところでございます。

ただ、中間処理施設は甲府・峡東地域ごみ処理施設組合が主体となってやっているものでございますので、県・事業団は特に何らかの支援をするということではございませんが、地域振興事業の実施につきましては県が地元の方々の窓口となって進めているところでございます。

岡委員 実際問題といたしまして、28ヘクタールの地権者の数はどのぐらいになるんですか。

守屋環境整備課長 28ヘクタール全体といいますと、処分場以外のところも含めてということでございますが、80から90ぐらいの地権者ということで、今、確認をしているところでございます。

岡委員 一時、反対の方々もいたとお聞きいたしているわけでありますけれども、現在はその80ないし90名の方々は全員が賛同して、書面で印も取れるわけですか。

守屋環境整備課長 登記等で確認をしている人数でございまして、まだ用地測量も終わっておりませんので、実際、個々に地権者の方々に直接当たっているということはございません。委員がおっしゃられたように、すべての方が快く土地の売買に応じただけなのかどうかは、現在のところ全部確認しているわけではございません。

岡委員 そうであるならば、29年中ということは非常に不安定になってくるのではないかと感じるんですね。反対者がいると、私は聞いたわけですが、まだ完全に確認されていないということであるなら、もし今から反対者が動き出したならば、結果的に2年ないし3年どころじゃなくて3年ないし4年という形でおくれていくんじゃないかと感じるんですけど、いかがですか。

守屋環境整備課長 28ヘクタール全部といいますと、これは中間処理施設も入るという話をしましたが、実際には個々ではなくて地権者会とは何回か打ち合わせはさせていただいています。県の処分場関係でいきますと、基本的には全くだめだと言われている地権者は今のところないと把握をしておりますが、実際に交渉を個々にする過程でどのような形でいろいろな要望が出るかわかりませんので、環境アセスが終わるところを見計らってそのような作業を進めていくのだろうと思います。

ですので、実際に単価だとかいろいろな条件がございまして、それは現在のものすべていいということではないということで、先ほどそういう話をいたしました。

岡委員 私が危惧するのは、おかれては困るわけですが、今までの明野の問題もありますから、そういう例もあると私は心配をするわけですが、ですから、地権者会としては大丈夫だというふうな御確認をいただいたようでありますけれども、私が聞いている中では若干そういう動きがあったと聞いているわけですが、ですから、そういう点を含めて、しっかりと地権者会の中で確認をとっていくことが必要じゃないか。いうならば、全地権者、80ないし90名全員の確認をしっかりとって、おくれるのだったらおくれるということをやっと出してこなければ、不安定になるんじゃないかと感じるんですね。

私も今回で終わりますから、もうこれ以上質問する人は出ないと感じますけれども、いずれにいたしましても、やっぱりしっかりした確認の上で事業を進めていっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

守屋環境整備課長 用地の買収に当たりましては、委員が先ほど28ヘクタール全体の話がされましたが、当然、地権者も相当数、ごみ処理施設組合の地権者とダブっています。ですので、それらの交渉については県も入って、事業団と、ごみ処理施設組合も一体となって、今後地権者会を通じて当たっていくということで、連携を密にしながらか進め、予定どおり事業が着手できるように進めていきたいと考えております。

岡委員 わかりました。いずれにいたしましても、ぜひ慎重な対応をしていただきたいということをおっしゃいます。

あと一つですが、環境アセスが終わり、評価書が出て、事業へ入っていく。そうすると、いつごろ用地測量に入って確定をしていくんでしょうか。

守屋環境整備課長 用地測量につきましては、環境アセスメントの途中から入りたいと思っております。その辺はまた、今後6月に基本的な方向性を出すことになっておりますので、それらを踏まえながら当たっていきたいと考えております。

岡委員 そうすると、現在まだ80ないし90名の地権者の中で、例えばどういう相続関係があるか、また、県外へも行っている、あるいは外国へ行っている地権者も出てくるわけですね。そういうことは、現在、全くわかっていないわけですか。

守屋環境整備課長 全くわかっているというわけではなくて、当然、登記簿などを見たりしております。その辺は、基本的には今後具体的に当たる中で把握をして進めていきたいと考えております。

岡委員 では、6月に基本的な方向性を出すということで、3カ月ばかりしかないわけですから、ある程度の計画が出されたと感ずるわけでありまして、そういう中でいつごろ、最終処分場の建設にかかろうとしているんでしょうか。そこだけ確認したいと思います。

守屋環境整備課長 6月に基本的な方向性を出すということですが、今のところ24年度中にアセスが終わります。終わる予定で今進めておりますので、それが終われば着手できるかなということでございます。

岡委員 部長も最終処分場問題についてはかなり心を痛めているところもあるわけでありまして、今回、どうしてもおくれでは困ると私は思っているわけでありますから、その辺の決意を聞かせていただきたいと思います。

中楯森林環境部長 境川につきましては、課長から再三答弁申し上げておりますが、4市が取り組む中間処理施設と併設した形での最終処分場計画であり、中間処理施設の実施主体は当然地元になりますけれども、地域振興施設の窓口として、県が地元の方々とは話し合いをしたということでございます。それぞれ実施主体は違うわけでありまして、今、私どもが一番懸念しておりますのは、岡委員も甲府市の地元の対策協の会長をされておりますが、地元の焼却施設の使用期限が27年で切れるのを29年まで延長した。こういう事態が、4市に起きないようにすることは非常に重要でありまして、我々が迷惑かけるようなことがあってはならない。そのようには認識をしております。

そうした上で、当然、共同してやっているアセスにつきましては、この間の本会議で知事が申し上げましたが、24年には終わっていけるだろうということでございます。私どもは、この6月議会に処分場の基本的な考え方をお示していくということでもありますので、それぞれ4市の問題を含めまして、焼却施設についてはおくれることがあってはならん、そこには十分な配慮が必要であります。山梨市の市長さんも大変なご苦勞をなさっております。東山梨の処理施設、山梨市の処理施設、これにまだし尿もあるようでございますけれども、大変なご苦勞をされて、地元の方々の御理解を得る努力をされております。こういう中であって、29年の4市の中間処理施設に影響があるようなことがあってはならないだろうということで、アセスについては24年を完了としてい

く。そこからは、6月にお示しをする基本的な方向性の中で、処理場についてはお示しをしていきたいと考えておりますので、鋭意御理解をお願いしたいと思います。

岡委員 はい、了解。

丹澤委員 今、話を聞いていると、29年に操業開始ということのようではありますが、今回の代表質問で知事が6月議会に、まずこの境川を解決するためには、明野問題を解決しないと移行できないとのことでした。私たち議会が要所要所できっちりと確認をしてこなかったことで、明野は大きな問題になってしまった。今度、境川に移ってしまっても、23万トンがまだ埋まらない。埋まらないどころか、まだほとんど見通しも立っていない。現状では、埋め立てがストップしている。しかし5.5年という期間があつて、中断があつても終期が決まっているということですから、どんどん終期が迫っているということになりますよね。35億円の赤字になると言った経営審査委員会が、当時の使用料の収入を安くして、たくさん入れましょうということで大分下がりましたよね。中断している期間があつて埋め立て期間が短い。なおかつ最終処分量が当初試算したときの半分。そして価格も処理料も極端に少なくなっていて、35億円どころじゃない、もっとたくさん赤字が出ると私は予測をしておりますけれども、そういう問題を6月に解決する。そして、境川がどれぐらいの面積が必要なのかということを確認にしないと。今、聞いていると28ヘクタールには地権者が90人もいて、まだ個別交渉はしていませんけれども全部買収しますということですよ。

そもそもそういうことを全く議会で議論しないうちに、片方ではどんどん、3倍もするような、60万とか70万立米とも言われるような大きな処理場をつくるということ想定しているわけですよ。だから、まず明野の処分場をどうするのかということの結論をきっちりと出す。6月にどの程度のものを出すのか。そうしないと、境川に移行するにしても規模も決まらない、建設費用だって決まらないと思うんですよ。

今、聞いていると、もう既に28ヘクタールの用地買収は決まっていて、それにどのぐらいの大きさのものをつくるのか。既に前回の計画どおり進んでいるように聞こえますけれども、そういう状況なのですか。

中楯森林環境部長 私が答弁申し上げましたのは、4市の処理施設に影響があるようなことがあつてはいけないので、整合性をとり、スケジュールどおりしっかりとやっていこうということで、アセスの関係は24年をめざす。そこまで共同してやっていければ、4市の問題は4市で進めればいいわけでありますから、御迷惑はかけないだろうということです。地権者数については承知をしておりますので、この6月に方向性を示す中で、境川のあり方は今後お示ししようということでございます。

もう1点、明野の問題でございますけれども、搬入停止になつてもう半年たちますが、この動向にもよります。しかし、知事が申し上げますように、6月議会に収支の方向性はお示ししなければなりません。稼働している状況でお示しできるのか、停止している状況でお示しするのか、あるいは推測でお示しするのか、いろいろなケースがあると思いますが、現在の埋め立て量、あるいは将来推計をしながら、その推計値をお示ししてまいりたいと思います。そのときに当然、経営審査委員会が35億円の赤字が出るとされているわけでございますので、抜本的な赤字対策をどうするかという予算も含めて6月議会で

お願いしたいということで、その辺の御議論はしていただくということを考えております。

丹澤委員 そうすると、今、80人とか90人の地権者がいて、おれの土地は買ってもらえるんだなど、期待をしている人もいるし、さっきの答弁から聞くと反対の人はそんなにはいないようだけれども、60万だか75万立米のものを想定して80人ということですか。もし縮小計画にしたら、それはどうなるんですか。

守屋環境整備課長 現在の60万立米でいけば、処分場用地は12ヘクタールでございます。今後、適正な規模はどのようにするのかということを受けとめながら、今は必要な面積は基本的には12ヘクタールと考えているわけですが、この部分を含めて6月の議会の中でお示ししていきたいと考えております。

丹澤委員 そうすると、今の、県の最終処分場は12ヘクタールということらしいですけども、その地権者にはどの程度の話がしてあるんですか。

守屋環境整備課長 地権者会、それから地元区というのは基本的に同じ方々ですけれども、現在の県の計画を示して、実施する場合には用地を当然買収させていただくという話はさせていただいていますが、実際に個々の方々に具体的な話をしているわけではございません。実際は、今後の環境影響評価が終わった後に個々の交渉はしていくこととなりますので、現段階での県の経過を説明しながら、相手方に県の計画を御理解いただいている段階でございます。

丹澤委員 明野の処分場と境川の処分場というのは、もう密接に連携している話ですから、まず大前提である明野をどうするかということをきっちり片をつけた上でないと、向こうへ着手して、向こうに過度の期待感を持たせてもいけませんから、6月にどの程度の結論が出せるのか。6月にいきなり議会へ出してきて、議会に出す前に議論すべきだなんていうことは間違ってる、これは当然だと思うけれども、議会でしっかりと議論できるような場をつくっていただきたい。もうここへ出たときは最終であって、聞く耳も持たないということではなく、そういう議論の場をしっかりと設けてもらって、明野問題をしっかりと解決して、しかる後に境川に着手しないと、まさに同じ轍を踏んでしまうことになりかねませんから、ぜひそれをお願いします。

中楯森林環境部長 明野と境川、これは当然、連動している話でございます。その問題の中で明野は今動いておりませんので、収支の見通しをお示しするところまでしか申し上げておりませんが、いずれにしても6月議会にはしっかりと御議論いただくように方向性を出さなければなりません。私どももできれば委員の方に議会前に御協議いただけるような場をおつくりいただければありがたいとも考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

その他 ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

土木森林環境委員長 棚本 邦由